

## (2) 議員による条例の提案、議案の修正等の手法の検討

### 議員による議案の提出＝遠野市議会会議規則第2節 議案及び動議

#### (議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

③ 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

#### (一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

#### (動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

#### (修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

第百十五条の三 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

#### (先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

#### (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となっ

た動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

#### ①発議案提出の手順

- ア) 簡潔に提案の趣旨、理由を記して、成案をそなえる。
- イ) 第14条による賛成議員の連署を得て議長に提出する。
- ウ) 提出の時期は議会の会期中に限る。
- エ) 提案議員から議案の説明をし、質疑、討論のうえ採決する。
- オ) 一旦議題となった議案の撤回は、議会の同意を必要とする。

#### ②修正案の提出の手順

- ア) 提案者（長）の説明と同程度に明確な理由を記し、成案をそなえる。
- イ) 第17条による賛成議員の連署を得て議長に提出する。
- ウ) 原案と合わせて審議され、修正案、原案の順に採決する。

#### 委員会に付託した議案に対する修正案の取扱い手順

- ①原案→②議題→③説明（原案のみ）→④質疑→⑤委員会付託→  
⑥委員長報告 →⑦少数意見の報告→⑧修正動議による修正案の説明→  
⑨質疑（委員長報告、少数意見及び修正案とも）→⑩討論（原案及び  
修正案とも）→⑪採決（修正案→原案の順）

#### 委員会に付託を省略した議案に対する修正案の場合の取扱い手順

- ①原案→②議題→③説明（原案のみ）→④質疑→⑤（付託省略の議決）→  
⑥修正案の説明→⑦質疑（修正案のみ）→⑧討論（原案及び修正案とも）  
→⑨採決（修正案→原案の順）

### ③議員提案の議案の例

#### 1) 盛岡市議会乾杯条例（別紙2）

全国各地で同様の条例を制定しているが、盛岡市では地産・地消を中心に考え、乾杯において地元酒に限らず「地元酒等」として、市内で製造又は生産された農産物を原材料とする酒類、ジュースその他清涼飲料水を対象に、消費拡大を図る。

#### 2) よこはま自民党の議員提案条例の取り組み（別紙3）

平成23年4月から、4年の任期中に8つの条例の成立を公約し、6つの条例を成立させ、任期最後の定例会で2つの条例提案を行った。道路整備促進の条例を除いて成立している。

いずれの条例も政策の理念、方向性を示す内容で、上位法や県条例を受けて市の条例としているものもある。財政的措置も規定されているが、「市は財政上の必要な措置を講ずること。」という内容で抽象的な内容。一方で、圧倒的に財政の裏付けなしでは執行できない道路整備は、条例として成立するには至らなかった。

どのような条例や施策を市民が望むのか、広聴の分野としての懇談会からその意見・要望をくみ取り、政策立案につなげようとするのが会津若松市議会に代表される今日の流れである。（別紙図表4）

さらに、従来からの対面式の懇談会では、一方的に市民からの意見・要望を聴き取り、議員側も十分な回答ができずに持ち帰ることの多い形式ではなく、ワークショップ（ワールドカフェ方式）で課題を率直に語り合い、解決策までも含めて考えをまとめ、最後に発表するという、北上市議会の「市民と議会をつなぐ会」、久慈市議会の「かだつて会議」、宮古市議会の「定住化促進対策特別委員会」の取り組みがある。

また、滝沢市議会では住民アンケート調査、市民による議会モニター、サポーター、アドバイザー制度を行っている。（以上別紙5）